

令和7年度 給与支払報告書の提出について

～給与支払報告書の記入の際に、特にご注意いただきたい点～

次の②③④に掲げた事項の記入に不十分な点があると、従業員の方の市・県民税・森林環境税額が適正に計算できないことがありますので、ご注意ください。

② 他の支払者の給与等を合算して年末調整をした場合

《記入方法》

記入例⑤「摘要」欄に、合算した他の支払者の給与等について、次の内容を記入してください。

(・支払者の名称 ・支払者の所在地 ・支払金額 ・社会保険料の金額 ・源泉徴収税額)

※他の支払者が複数ある場合は、すべての支払者の情報を記入してください。

※e L T A Xで提出する場合は、「他の支払者」に関する項目を入力してください。

※摘要欄に記載がない場合は、他社分(前職分)の合算が無いものとして計算します。

③ 控除対象扶養親族など

《確認方法》

控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族の区分ごとの人数と、氏数の数が合っているかをご確認ください。

【例】

控除対象扶養親族		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	16歳未満扶養親族 2人	
		特 人 定 人 内	老 人 内	そ の 他 人 内			
1人+2人+1人=4人	①	1	②	①	②	人数が合っていますか?	
3つの欄の合計と、人数が合っていますか?							

控除対象扶養親族	氏名										区分	氏数	16歳未満の扶養親族	氏名	区分	氏数	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
	フリガナ	氏名	フリガナ	氏名	フリガナ	氏名	フリガナ	氏名	フリガナ	氏名								
1	(フリガナ)	エヒメ イチロウ	愛媛 一郎	区分		16	(フリガナ)	エヒメ ハルコ	愛媛 春子	区分		1	(フリガナ)	エヒメ ナツコ	愛媛 ナツコ	区分		
	氏名	愛媛 一郎					氏名	愛媛 春子					氏名	愛媛 夏子				
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9					個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4				
2	(フリガナ)	エヒメ ジロウ	愛媛 二郎	区分			(フリガナ)			区分			(フリガナ)			区分		
	氏名	愛媛 二郎					氏名						氏名					
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5					個人番号						個人番号					
3	(フリガナ)	エヒメ タダシ	愛媛 正	区分			(フリガナ)			区分			(フリガナ)			区分		
	氏名	愛媛 正					氏名						氏名					
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7					個人番号						個人番号					
4	(フリガナ)	エヒメ イヨ	愛媛 イヨ	区分			(フリガナ)			区分			(フリガナ)			区分		
	氏名	愛媛 イヨ					氏名						氏名					
	個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8					個人番号						個人番号					

④ 住宅借入金等特別控除の適用がある場合

《記入方法》

●記入例④(a)「住宅借入金等特別控除の額」欄

年末調整において、**実際に所得税から控除した金額**を記入してください。

※借入金等の年末残高から計算される住宅借入金等特別控除可能額(控除の上限額)ではありません。

●記入例④(b)「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

・「居住開始年月日」欄

和暦で年・月・日を分けて記入してください。

・「住宅借入金等特別控除区分」欄

国税庁作成の「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。のうえ、適用を受けている区分に対応する語句を記入してください。

・「住宅借入金等特別控除可能額」欄

借入金等の年末残高から計算した**控除可能額**を記入してください。

※令和6年分の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合のみ、ご記入ください。

税制改正により令和3年度(令和2年分)から適用される控除が見直されました。

■給与所得控除の見直し

- ・ 給与所得控除が一律 10 万円引き下げられました。
- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

給与収入金額の合計(a)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	(a)×40%	(a)×40%－10万円
180万円超 360万円以下	(a)×30%+18万円	(a)×30%+8万円
360万円超 660万円以下	(a)×20%+54万円	(a)×20%+44万円
660万円超 850万円以下	(a)×10%+120万円	(a)×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

※ 給与所得控除の見直しにより、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象となる配偶者(同一生計配偶者を含む)、扶養親族及び勤労学生の合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

■所得金額調整控除の創設

- ・ 給与収入金額が850万円を超え、下記のア～ウのいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ア. 特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

算式	所得金額調整控除 = (給与収入金額 ※ - 850万円) × 10%
----	-------------------------------------

※ 1,000万円を超える場合は1,000万円

■基礎控除の見直し

- ・ 基礎控除額が一律 10 万円引き上げられました。
- ・ 納税義務者の合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500 万円を超えると適用がなくなります。

合計所得金額	基礎控除額			
	改正前		改正後	
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
2,400万円以下	38万円	33万円	48万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下			32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下			16万円	15万円
2,500万円超			0円	0円

■ひとり親控除の創設、寡婦(夫)控除の見直し

- ・ 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が 48 万円以下)を有する単身者(合計所得金額 500 万円以下)について、同一の「ひとり親控除」を適用することになりました。
- ・ 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(合計所得金額 500 万円以下)を設けることになりました。

本人が女性の場合

扶養親族	有	子	死別		離別		未婚	
			500万円以下		500万円以下		500万円以下	
			所得税	市県民税	所得税	市県民税	所得税	市県民税
			35万円	30万円	35万円	30万円	35万円	30万円
		子以外	27万円	26万円	27万円	26万円	-	-
		無	27万円	26万円	-	-	-	-

本人が男性の場合

扶養親族	有	子	死別・離別・未婚	
			500万円以下	
			所得税	市県民税
			35万円	30万円
		子以外	-	-
		無	-	-

ひとり親控除 寡婦控除